



行政の悩みについて行政相談委員に相談してみませんか

☎ 総務課 行政係 476-1111 (212)

平成23年4月1日付で 小林一郎さんが、行政相談員（総務大臣委嘱）に委嘱されました。行政相談員は、主に「国の役所の仕事についての苦情や意見・要望があるが、どこに相談してよいかわからない」といった相談を受けて、中立・公正な立場からその処理を図っています。たとえば、道路、登記、税金、郵便、労働などの問題でお困りの方は、お気軽にご相談ください。なお、相談は、無料で秘密は固く守られます。相談日は、毎月第4水曜日、午前9時30分から午後3時30分まで、大崎町老人福祉センターで行っています。



春の行政相談日

期	日	時	間	場	所
5月18日	(水)	9:30	~15:30	大崎町老人福祉センター	
5月25日	(水)	9:30	~15:30	大崎町老人福祉センター	



行政相談員
氏名：小林一郎
住所：大崎町仮宿1820-4
電話：476-0531



危険廃屋解体撤去補助事業について

■問い合わせ 企画調整課 企画政策係 476-1111 (222)

町民の安全・安心な住環境及び景観の向上を図るため、危険廃屋の解体・撤去に係る経費の一部を補助します。

危険廃屋解体撤去補助事業

【平成26年3月31日までの期間限定】

【補助の要件】

- ・ 解体撤去費用が30万円以上になる工事
- ・ 屋根・柱などの主要構造物が朽ちるなどにより、使用することが不能である建物
- ・ 他の公共事業などの補償対象となっていないこと
- ・ 町内の解体撤去業者を利用すること
- ・ 町税などに滞納がないこと

【補助金額】

- ・ 補助対象経費の3分の1で上限は30万円

【補助対象経費】

- ・ 住宅、住宅に付随する倉庫及び車庫、店舗併用住宅の解体撤去費用

【補助対象とならない経費】

- ・ 家財道具、機械、地下埋設物などの処分費用

【補助金の交付手続き】

補助金の交付を受けようとする方は、工事着手前に事前審査申請書に関係書類を添えて、役場企画調整課に提出することになっています。

※補助金の交付手続きなどの詳しい内容につきましては、問い合わせ先までご連絡ください。